

# 人事行政の運営等の状況の公表

人事行政の公平性・透明性を高めるため、古賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定により、行政運営等の状況を次のとおり公表します。

- 1 職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 研修の状況
- 7 福祉及び利益の保護の状況
- 8 糟屋郡公平委員会からの業務の状況報告
- 9 人事評価の状況
- 10 退職管理の状況

<お問い合わせ先>

- このページに関するご質問及びご意見は、人事課までメールもしくは下記にご連絡ください。  
人事課 T e l 0 9 2 - 9 4 2 - 1 1 2 1 / F a x 0 9 2 - 9 4 2 - 3 7 5 8

1 職員数に関する状況

(1) 職員数

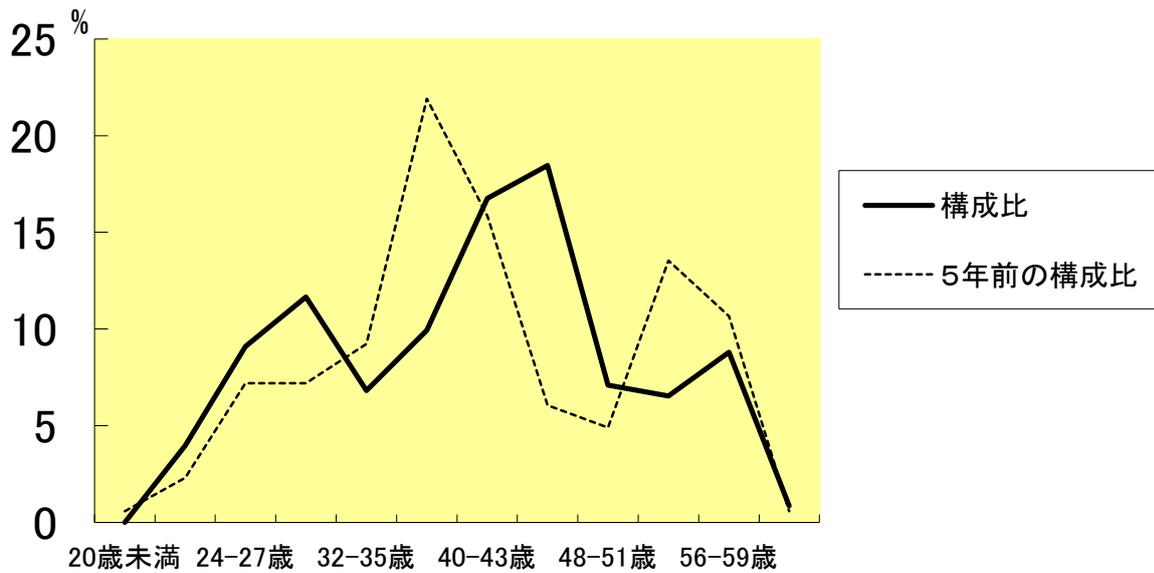
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成 27 年	平成 28 年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	
		総 務	76	77	1	業務増
		税 務	23	23	0	
		農林水産	12	12	0	
		商 工	7	7	0	
		土 木	23	25	2	業務増、育休代替職員の配置による増
		民 生	79	76	-3	保育所民間移譲による減
		衛 生	26	27	1	育休代替職員の配置による増
	計	251	252	1	43.2 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 47.60人	
	教育部門	50	49	-1	短時間職員の配置による減	
消防部門	0	0	0			
小 計	301	301	0	参考：人口1万人当 51.6 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 61.53人		
会計部門 公営企業等	病 院	0	0	0		
	水 道	14	13	-1	業務減	
	交 通	0	0	0		
	下 水 道	12	12	0		
	そ の 他	23	26	3	業務増、育休代替職員の配置による増	
	小 計	49	51	2		
総 合 計	350	352	2			
	[378]	[378]	0			

※職員数は、一般職に属する職員数で、派遣職員、臨時的任用職員及び短時間勤務職員を含まない。

※ [ ]内の数値は、条例定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 28 年 4 月 1 日)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	14人	32人	41人	24人	35人	59人	65人	25人	23人	31人	3人	352人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	247	248	252	250	251	252	5 ( 2.0% )
教育	50	51	50	51	50	49	-1 ( -2.0% )
普通会計計	297	299	302	301	301	301	4 ( 1.3% )
公営企業等会計計	50	51	51	50	49	51	1 ( 2.0% )
総合計	347	350	353	351	350	352	5 ( 1.4% )

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 2 給与の状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

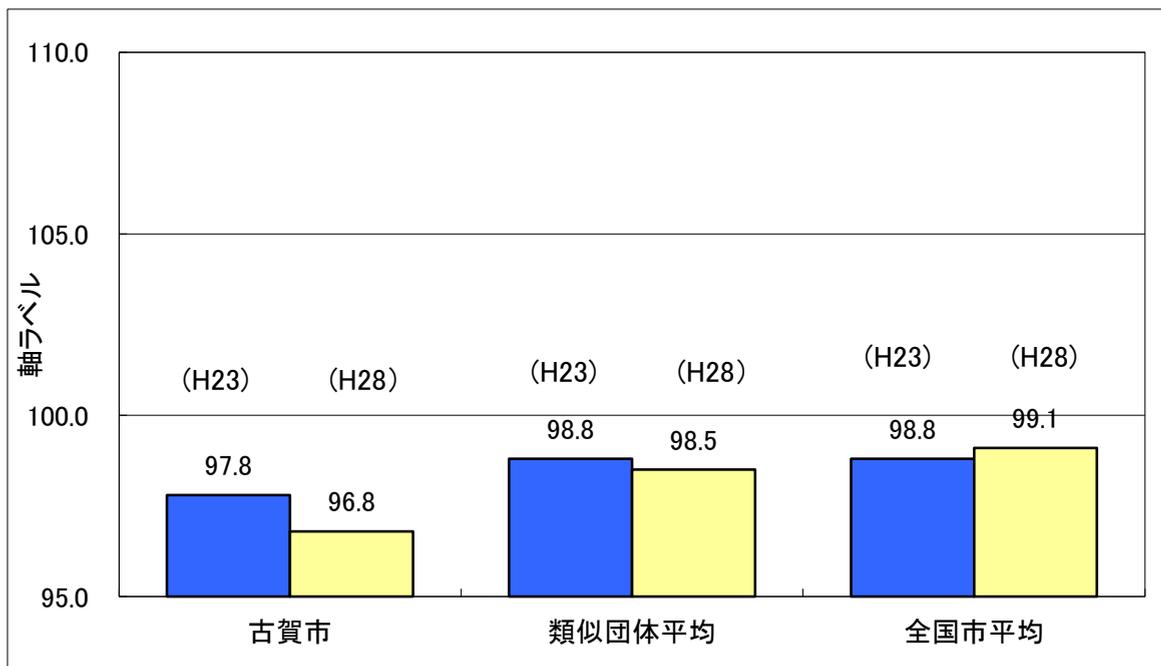
区分	住民基本台帳人口 (27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度人件費率
27年度	58,302 人	19,704,685 千円	957,795 千円	2,750,098 千円	14.0 %	14.5 %

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	337 人	1,133,812 千円	202,358 千円	445,653 千円	1,781,823 千円	5,288 千円	6,128 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成 28 年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体引退の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
古賀市	40.6 歳	302,116 円	361,655 円	337,524 円
福岡県	43.0 歳	331,300 円	426,380 円	369,121 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.4 歳	311,635 円	393,991 円	358,378 円

②技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
古賀市	46.4 歳	1 人	* 円	* 円	* 円
うち用務員	46.4 歳	1 人	* 円	* 円	* 円
—	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
—	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
福岡県	54.8 歳	623 人	333,900 円	395,029 円	361,871 円
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	—	329,358 円
類似団体	50.0 歳	29 人	327,544 円	384,993 円	362,464 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(5) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		古 賀 市	福 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	178,200 円	183,300 円	178,200 円
	高 校 卒	150,500 円	149,000 円	146,100 円
技能労務職	大 学 卒	178,200 円	— 円	— 円
	高 校 卒	150,500 円	— 円	143,500 円

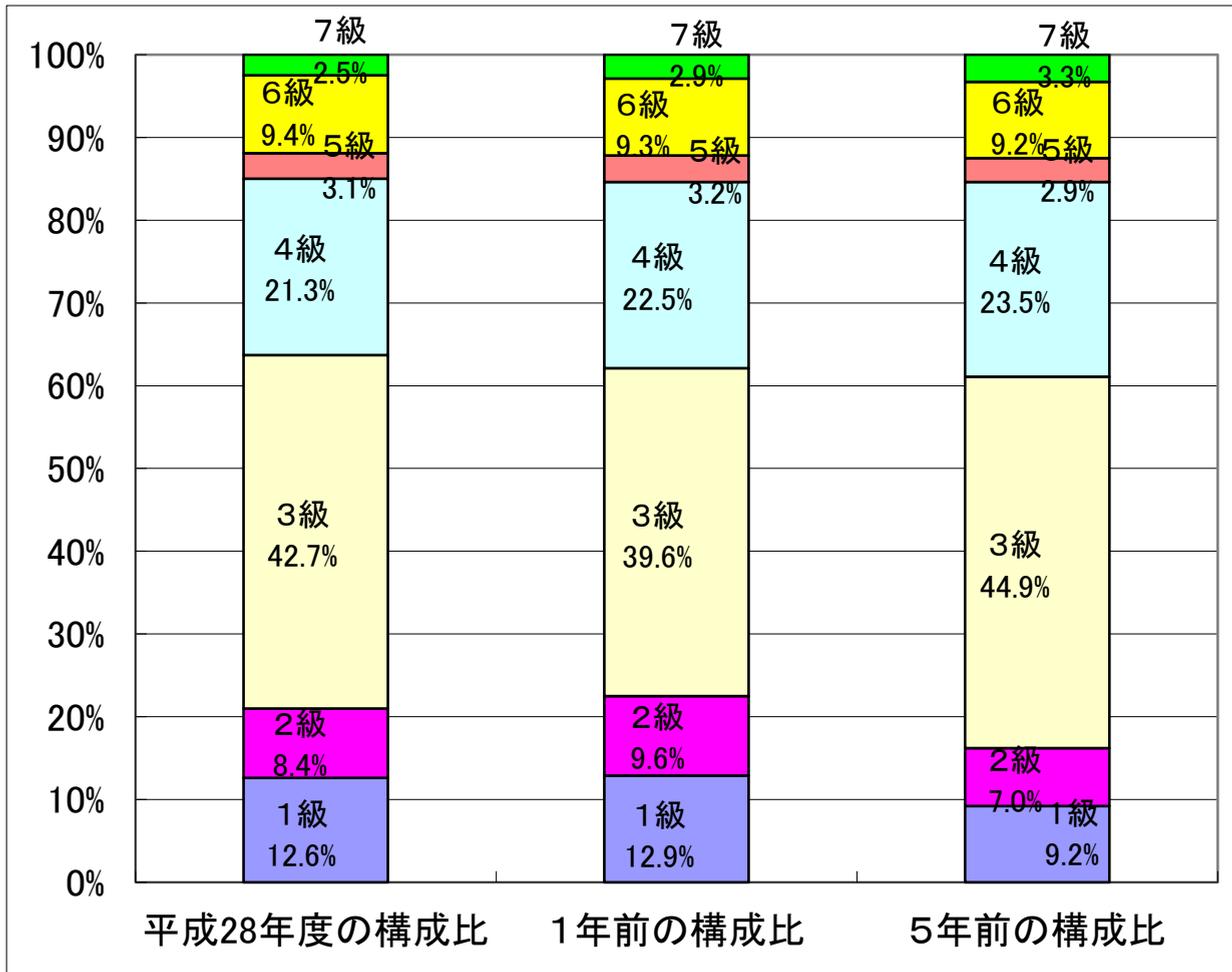
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	262,260 円	340,383 円	359,700 円	368,400 円
	高 校 卒	— 円	— 円	340,950 円	403,200 円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保健師、図書司書、保育士、作業療法士	36 人	12.6 %	141,600 円	246,600 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師、保健師、図書司書、保育士、作業療法士	24 人	8.4 %	191,700 円	303,400 円
3 級	(1) 主査 (2) 主任主事、主任技師、相当高度の知識又は経験を必要とする保健師、図書司書、保育士、作業療法士	122 人	42.7 %	227,900 円	349,200 円
4 級	係長、主幹、主任保育士	61 人	21.3 %	261,100 円	380,200 円
5 級	保育所長、課長補佐、参事補佐及びこれに相当する職務	9 人	3.1 %	287,100 円	392,200 円
6 級	課長、局長、所長、室長、場長、参事及びこれに相当する職務	27 人	9.4 %	317,700 円	409,400 円
7 級	部長(議会事務局長を含む。)、理事	7 人	2.4 %	361,800 円	444,100 円
合 計		286 人	100.0 %		

- (注) 1 古賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(8) 昇給への勤務成績の反映状況

平成26年4月1日より、昇給に人事評価結果を反映している。

(9) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

古賀市	福岡県	国
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,353 千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,590 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5~15%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5~20%) ・管理職加算 (10~25%)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 (5~20%) ・管理職加算 (10~25%)

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

常勤一般職員について、人事評価結果を成績率に反映している。

②退職手当（平成28年4月1日現在）

古			賀			市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	なし	あり	その他の加算措置	なし	あり	その他の加算措置	なし	あり	その他の加算措置	なし	あり
1人当たり平均支給額	310 千円	22,146 千円									

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

③地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			48,532 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			144,013 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	4 %	337 人	3 %

④特殊勤務手当

支給実績（27年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記の業務に従事した職員	感染症が発生し、又は発生のおそれのある場合において職員が感染症患者若しくは感染症のおそれのある患者の救護等の業務に従事したとき	0 千円	1件につき 500円
行旅死亡人死体措置従事手当	右記の業務に従事した職員	行旅死亡人の死体措置に従事したとき	0 千円	1件につき 1,500円
行旅病人救護従事手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人の救護業務	0 千円	1件につき 500円

⑤時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	71,515 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	241 千円
支給実績（27年度決算）	69,537 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	237 千円

⑥その他の手当

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)	
扶養手当	配偶者		同	—	25,120 千円	74,543 円	
	配偶者以外	1人目					13,000円
		配偶者がいる場合					6,500円
							配偶者がいない場合
		2人目以降					6,500円
満16歳以上22歳までの子についての加算額	5,000円						
住居手当	借家(借間)の場合の支給限度額		同	—	22,628 千円	67,148 円	
	持家		異	新築・購入については5年間に限り2,500円支給(国はなし)			
通勤手当	バス、電車等の交通機関利用の場合の限度額		同	—	13,817 千円	41,000 円	
	自家用車等の交通用具利用の場合の限度額						
管理職手当	部長級の職員		—	—	26,601 千円	604,586 円	
	課長級の職員						
	課長補佐級の職員						

(10) 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料報酬			(参考)類似団体における最高/最低額
	市長	875,000円	1,061,000 円 / 440,000 円
	副市長	689,000円	885,000 円 / 375,000 円
	議長	495,000円	737,000 円 / 360,000 円
	副議長	436,000円	653,000 円 / 294,000 円
期末手当	市長 副市長	(27年度支給割合)	
		6月期	1.475月分
		12月期	1.675月分
	計	3.15月分	
	議長 副議長 議員	(27年度支給割合)	
6月期		1.475月分	
12月期		1.675月分	
計	3.15月分		
退職手当		(算定方式)	(支給時期)
	市長	給料月額×在職年数×510/100	任期満了時
	副市長	給料月額×在職年数×300/100	任期満了時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(11) 公営企業（水道事業職員）の状況

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	931,809 千円	127,594 千円	88,014 千円	9.4% %	8.9% %

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	14 人	57,178 千円	8,265 千円	22,571 千円	88,014 千円	6,287 千円	6,190 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
古 賀 市	47.1 歳	366,918 円	523,894 円
団 体 平 均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 団体平均とは、政令指定都市を除く平均である。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

古 賀 市	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(27年度) 1,612 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,464 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	—

- (注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。  
2 団体平均とは、政令指定都市を除く平均である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

常勤一般職員について、人事評価結果を成績率に反映した。
-----------------------------

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

古 賀 市	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	—
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	
その他の加算措置 (定年前早期退職措置 2~20%)	
1人当たり平均支給額 - 千円 千円	1人当たり平均支給額 千円 15,854 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 団体平均とは、政令指定都市を除く平均である。

ウ 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		2,394 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		170,995 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	4 %	14 人	4 %

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-

オ 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	1,093 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	91 千円
支給実績(27年度決算)	1,940 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	149 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		
扶養手当	配偶者以外	配偶者	13,000円	同	-	2,070 千円	258,775 円	
		1人目	配偶者がいる場合					6,500円
			配偶者がいない場合					11,000円
		2人目以降						6,500円
		満16歳以上22歳までの子についての加算額						5,000円
住居手当	借家(借間)の場合の支給限度額		27,000円	同	-	655 千円	218,333 円	
	持家		2,500円					
通勤手当	バス、電車等の交通機関利用の場合の限度額		55,000円	同	-	606 千円	50,494 円	
	自家用車等の交通用具利用の場合の限度額		55,000円					
管理職手当	部長級の職員		71,000円	同	-	600 千円	600,000 円	
	課長級の職員		50,000円					
	課長補佐級の職員		42,000円					

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間

開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時00分
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

(注) 職場等により、上記と異なる場合がある。

#### (2) その他の勤務条件

##### ① 休暇 (平成28年4月1日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合	結核性疾患の場合 1年	有給
		その他の疾患の場合 90日	
特別休暇 (主なもの)	職員の分娩	産前6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)・産後8週間	有給
	子の看護休暇	中学校就学前の子 1人につき年5日の範囲内	
	職員の出産補助	3日の範囲内	
	職員の結婚	7日の範囲内	
	ボランティア休暇	5日の範囲内	
	忌引	配偶者が死亡した場合(10日以内) 父母または養父母が死亡した場合 (血族…7日以内、姻族…3日以内)	

(注) 上記以外に介護休暇(無給)等がある。

##### ② 育児休業制度 (平成28年4月1日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員が、休業することができる制度	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
育児短時間勤務	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員に対し、短時間勤務、休業を認める制度	1週間当たりの勤務時間が24時間35分を超えない範囲で条例で定める時間	
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内	

#### 4 分限および懲戒処分

分限処分制度は、一定の事由（心身の故障のため等）によって職員がその職責を十分に果たすことができない場合、職員の意に反し、公務能率の維持を目的として、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。降任、免職、休職、降給があります。

懲戒処分制度は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が職員の道義的責任を追及して科す処分です。戒告、減給、停職、免職があります。

##### (1) 分限処分の状況（平成27年度）

内 容	人 数
降 任	0 人
免 職	0 人
休 職	10 人
降 給	0 人

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

##### (2) 懲戒処分の状況（平成27年度）

内 容	人 数
戒 告	0 人
減 給	0 人
停 職	0 人
免 職	0 人

## 5 服務の状況

服務の根本基準として地方公務員法第30条に「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この服務の根本基準の趣旨を実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」といった義務を定めています。

### 営利企業等従事許可の状況（平成26年度実績）

区 分	件 数
営利目的の会社等の役員を兼ねること	0 件
自ら営利企業を営むこと	0 件
報酬を得て事務等に従事すること	38 件

## 6 研修の状況

### (1) 職員の研修の状況

職員の研修は、職員の勤務能率の発揮及び増進の目的に、任命権者により組織的かつ計画的に行われています。

このことについては、地方公務員法の中に規定されており、古賀市では階層研修、管理監督者研修、基礎研修、実務研修、人権研修に区分して実施し職員の能力開発に努めています。

平成27年度に行われた主な研修には、次のものがあります。

階層研修	新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修 等
管理監督者研修	部下育成研修 等
基礎研修	マーケティング研修、ロジカルシンキング研修、ファシリテーション研修 等
実務研修	市町村民税研修、固定資産税研修、OA研修 等
人権研修	人権問題職員研修、経3・5・10年職員人権研修 等

## 7 福祉および利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員またはその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員法等共済組合法によって福岡県市町村職員共済組合が制度を運用し、公務外の病気やけがの治療時の保健給付のほか、老後の経済生活を支援するための退職共済年金の支給などを実施しています。

また、職員の安全と健康を確保するため労働安全衛生法等に基づき、安全衛生管理体制の整備や健康診断等を実施しています。公務中及び通勤途上の災害によって被災した場合には、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償等の補償を行うこととなります。

このほかに、古賀市、古賀高等学校組合、北筑昇華苑組合及び玄界環境組合の職員により構成する古賀市職員互助会に加入しており、その概要は次のとおりです。

互助会名称	古賀市職員互助会
互助会会員数	488人（内古賀市職員 445人）
互助会事業実績総額	19,484千円
互助会公費補助等総額	6,580千円
互助会公費補助率	33.77%
一人あたり公費負担額	13,484円

### (1) 定期健康診断及び特殊健康診断等の実施状況（平成27年度実績）

区 分	受 診 者 数
職員総合健診	352人

### (2) 公務災害補償

公務災害等の認定状況（平成27年度実績）

公務災害	通勤災害	計
2件	0件	2件

## 8 糟屋郡公平委員会からの業務の状況報告

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たるものです。

●平成26年度末～27年度末件数 0 件

### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消す判定を行うものです。

#### 1 職員数に関する状況

●平成26年度末～27年度末件数 0 件

#### <お問い合わせ先>

- この記事に関するお問い合わせは  
人事課 T e l 0 9 2 - 9 4 2 - 1 1 2 1 (内線381番)

## 9 人事評価の状況

### (1) 人事評価制度の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講ずるなど、人事管理の基礎として活用しています。

## 10 退職管理の状況

地方公務員法第38条の2及び古賀市退職管理条例の規定に基づき、離職前の職務に関する働きかけを規制しています。

規制の主体 (元職)	禁止される働きかけ	規制期間
全職員	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ	離職後 2年間
	在職中に自らが決裁した契約・処分等に関する現職職員への働きかけ	定めなし
課長級以上	離職前5年より前に課長級以上の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ	離職後 2年間

管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものについている職員であった者は、民間企業等に再就職した場合に届け出を求めています。